

インドネシアにおける 債権回収概況

コレクション・レポート
サマリー

インドネシアにおける債権回収概況

- インドネシアにおける平均返済期間は約 30 日間です。しかし、インドネシア企業の支払慣行の状態は近年悪化しつつあります。国内法が支払遅延の問題を規定しています。
- 法的措置は、通常長期に亘り、費用も高額です。控訴手続きは、債務者に更に手続きを遅らせる機会を与えることとなります。従って、総合的な債権回収が最良の選択肢です。
- 倒産のフレームワークは、ここ数年で改善されており、かつて見られた一貫性のない判決の件数は減少しましたが、実際には倒産手続きは依然として試行段階にあります。

回収難易度



各種難易度

やや注意 警戒



支払	\$ \$ \$ \$
裁判所手続	⚖️ ⚖️ ⚖️ ⚖️
倒産手続	👉 👉 👉 👉



EULER HERMES
Our knowledge serving your success.

目次

概要	4
財務情報の入手	4
主な会社形態	4
法制度	5
債権回収	6
売掛債権回転期間（DSO）	6
支払遅延利息	6
債権回収費用	6
債権者保護	6
債権支払の商習慣	6
未収債権の回収	7
裁判に頼らない回収方法	7
法的措置	7
訴訟に代る措置	8
倒産状態の債務者への対応	9
倒産手続き	9



概要

財務情報の入手

登記された法的主体の 29%を占める有限会社は、一定の基準（上場企業または公開企業、公募により資金調達する企業、社債発行企業、250 億ルピアまたは 200 万ユーロ以上の資産を有する企業、監査済年次財務諸表の提出を銀行に求められている企業、現行法規に則りインドネシアで事業を展開し、契約の締結が認められている外国企業、国有企業）に該当する場合に、各財務年度終了後 6 カ月以内に年次財務諸表を商業省へ提出することだけが求められる一方で、パートナーシップや個人事業主（インドネシアにおける登記された法的主体の 69%を構成）は監査済年次財務諸表の提出が義務付けられていないため、インドネシア企業についての信頼できる財務情報はほとんどありません。公開企業または上場企業には更に厳格な義務が課せられますが、公開企業または上場企業は登記された法的主体の 2%に過ぎません。実際には、これらの要件が順守されていることは少なく、専門の信用調査会社を活用することが望ましいでしょう。

ユーラーヘルメスは、各企業の財務健全性や事業内容を反映した格付けを行うために、バイヤー、サプライヤー、公的記録から財務データを取得する努力をし、入手情報を基にクロス分析を行っています。格付けは、当社の得た情報や分析結果の中核を成すもので、お客様によるリスクの把握と回避をお手伝いするものです。最新の情報を提供するため、データはモニタリングされ、貴社の経営上の意思決定をサポートしています。

主な会社形態

責任の範囲は、以下の会社形態によって決定されます。

- 個人事業主（Perusahaan Dagang : PD）
個人で経営する小規模な事業に適用され、会社形態をとる必要はありません。この場合、事業主は事業に関わる債務に関する全ての責任があります。なお、2名以上の個人が、事業組合（Firma）を設立し、会社の持分と責任を共有することもできます。この場合、出資者は他の出資者の行動に対し、連帯かつ個別に責任が問われる可能性があります。これに対し、2008 年の有限責任事業組合法の下、有限責任事業組合（CV）では、出資者の責任は有限となります。
- 有限責任会社（Perseroan Terbatas : PT）
会社法（法律 2007 年第 40 号）に準拠する有限責任会社は、合理的な水準の最低出資金（5,000 万ルピア、約 3,000 ユーロ）が求められる一方で、株主は出資額までしか責任を負わないことから、最も利点の多い法的主体だと言えます。有限責任会社には最低 2 名の株主が必要です。
- 国有企業（Badan Usaha Milik Negara : BUMN）
行政機関が所有する国有企業（SOE）です。
- 外国企業は現行法規の下で一定の制限が課されますが、海外直接投資スキームの下、外国投資有限責任会社または合弁有限責任会社を設立することにより、インドネシアで事

売掛債権回転期間 (DSO) :

インドネシアにおける平均返済期間は通常 30 日間ですが、支払遅延は平均で 20 日間となっています。



業展開することができます。海外投資の目的で設立された会社は全て、現地では PMA 企業（Perusahaan Penanaman Modal Asing）と呼ばれます。PMA 企業は、基本的に、国内有限責任会社よりも厳しい義務が課される有限責任会社であり、外国投資法（法律 2007 年第 25 号および当該法の施行規則）の要件を満たさなければなりません。外国投資企業の設定に必要な最低出資金額は 100 億ルピア（約 100 万米ドル）です。外国企業は、連絡機能を持たせるため、またはマーケティング目的で、インドネシアに駐在員事務所を設立することもできます。しかし、外国企業の駐在員事務所は中核事業の活動、取引の開始、収益の獲得が禁じられています。

法制度

インドネシアの司法制度は複雑であり、民法と共に宗教的な原則および現地慣習が併存します。司法権に関する法律 2009 年第 48 号で、第一審を行う様々な地方裁判所の管轄を定めています。宗教裁判所は、通常の家内問題を扱い、行政裁判所では公的決定および公的決議に対する請求を扱います。最終的に、一般裁判所（peradilan umum）が、通常の刑事事件および民事事件を扱い、商業裁判所（5 大地方裁判所の中にある）が銀行の清算手続きに関連する紛争（2004 年第 24 号）、知的財産および破産請求に関する紛争（法律 2004 年第 37 号）に判決を下します。

最高裁判所は、地方裁判所および上訴裁判所としての機能も果たす高等裁判所の両方を監督し、司法審査の申立て（つまり、制定法または法律（Undang-Undang）の下位法令の審理）に判決を下す権限を有します。

インドネシアの関係者が関与する場合、インドネシア語で契約書を作成する必要がありますが、インドネシア語と選択したその他言語の 2 カ国語で契約を締結することも可能であることを付け加えておくべきでしょう。2013 年に、西ジャカルタ地方裁判所が、ある契約を、インドネシア語で起草されていないとして無効と宣言しました。

インドネシアでは判例の拘束力は認められておらず、インドネシアの一つの裁判所から下された判決が他の裁判所に義務を負わせることはありませんが、インドネシアの個人またはインドネシア企業と契約締結を意図する当事者は当該規則に則るよう推奨されました。

司法権に関する法律によると、裁判所は独立していませんが、実際には、蔓延する汚職問題に常に直面し続けており、制度全体に対する信頼が欠如しています。それでも、透明性が常に問題ではあるものの、最高裁によって情報へのアクセスを容易にするいくつかの改善がなされました。



債権回収

売掛債権回転期間 (DSO)

インドネシアにおける平均返済期間は通常約 30 日間です。しかし、インドネシア企業の支払慣行は近年悪化しており、返済遅延は平均で 20 日間となっています。

ほとんどの外国投資企業 (PMA) は、十分なキャッシュフローの流動性と堅調な収益源がある場合、かつ契約条件を満たしているかぎり、優良企業です。インドネシア国内の中規模から大規模の民間企業も、評判を維持しようとする傾向があるため、支払期日の超過によるブラックリスト入りや信用破綻に陥ることを避けようとしています。このため、ほとんどの遅延は、短期流動性に問題があるか資本不足の場合に支払困難に直面する可能性がある中小企業、ならびに、支払慣行にやや問題があり、返済遅延で有名な国有企業によるものです。

支払遅延利息

インドネシアの法律は返済期間の基準を規定していませんが、民法が遅延利息を規定しており、債権者による法廷での申立てがあれば債務不履行の当事者は遅延利息を支払わなければなりません。2種類の利息が適用されます。従来型の利息 (bunga konvensional) は当事者間で契約書を通じて取り決めることができ、支払遅延やその他義務違反が生じた場合に適用されます。一方で、契約上の合意が存在しない場合、年率 6% の法定金利 (bunga morator) が法律で定められています。法廷遅延利息は、裁判所に申し立てられた日から算出され、従来型の利息は契約書で定められた通り計算されます。いずれの場合も、支払を受けるためには法的手続きの開始が必要です。

債権回収費用

インドネシアには、回収費用または通常の債権回収活動について定めた法令はこれまでにありません。

債権者保護

債務者が請求金額を全額支払うまで、物品に対する売り手の所有権を認める所有権留保 (Rot : Retention of Title) 権が、民法で規定されています。

インドネシアの法律に基づく所有権は、物品についての請求金額が全額支払われているかどうかに関わらず、物品が納品されたら即座に買い手に移行されます。従って RoT は、(i) 物品が買い手の元にあり、(ii) 返還要求者が買い手への物品納品後 30 日以内に行われることを条件に、売り手に「返還要求権」を認めているに過ぎません。

しかし民法は、「拡張された」RoT の概念を認めていません。従って、買い手が物品を変容させた、または売却した場合、返還要求は不可能であり、買い手は支払いが行われていない物品について裁判で支払いを請求するしか選択肢がありません。



遅延利息：

インドネシアの法律は返済期間の基準を規定していませんが、民法が遅延利息を規定しています。



さらに、インドネシアでは、倒産手続きの間、RoT 保有者は優先債権者であるとみなされるため、債務者が倒産した場合、RoT 契約が役割を果たします (以下参照)。

債権支払の商習慣

インドネシアでは、速くて安全、かつ国内外で拡大する銀行間ネットワークがサポートする SWIFT の銀行送金がますます一般的になりつつあります。輸出取引では、輸出取引信用保険が有効な手段として挙げられます。これは、顧客の突然または予想外の倒産リスクを最小限に抑えるものです。ユーラーヘルメスの世界各国に所在する審査部門は、取引先企業の財務健全性を監視し、顧客が取引を行う際の与信限度額、つまり、債務不履行があった場合に請求できる具体的な与信限度額を設定します。

取引信用保険とは別の手段として、スタンドバイ信用状 (債務者の信用力と弁済能力を銀行が保証する) が確実な保証となります。取消不能・確認付き荷為替信用状 (当事者間で具体的に合意した一定条件が満たされれば、一定の金額が銀行から受益者に支払われることを債務者が保証する) の利用も検討することが可能です。

銀行による保証は、通常、保証依頼額と同額の現金預託を条件に得ることができますが、頭金について交渉することを推奨します (取引の 35% から 40% を事前に支払います)。

未収債権の回収

裁判に頼らない回収方法

和解交渉

インドネシアにおける法的措置の実行は長期間および高い費用を要することが通常であり、判決に一貫性がありません。従って、500,000米ドル超の高額の負債である場合にのみ開始される正式な手続きの重要な代替手段として和解の機会の検討を常に推奨します。実際、第一段階は常に債務者との交渉です。なぜなら、実際には、訴訟を起こす前に調停者との友好的な提携を求め、そのための全ての努力を行ったことを示すことが当事者についてのイデオロギーの原理（Pancasila）および裁判所における調停手続きに関する最高裁規則 2008 年第 1 号における法的要件であるためです。

法的措置

通常の手続き

法的な督促は、債務者の元本および遅延利息の支払い義務を認識させるための書留による督促状を送付するところから始まります。

通常法的な手続きは、両当事者がまず和解する努力をし、両者の話し合いによる回収が不調に終わった時にのみ開始されます。その後、債権者が地方裁判所に訴状を提出します。地方裁判所は被告側に出頭命令を出す役割を与えられています。

抗弁の陳述をするための口頭弁論に債務者が出席しない場合、裁判所は二回目の口頭弁論期日を設定するか、欠席判決

（*verstek/verstekvonnis*）を下す権限を有します。

前述の通り、裁判所は、債務者の答弁を検討する前に、裁判所はまず両当事者が調停を通じ合意または和解に至る努力を行ったかどうかを検証しなければならないと、裁判所における調停手続きに関する最高裁規則 2008 年第 1 号で規定されています。両当事者が調停プロセスを経ている場合、審判団は審理を継続し、両当事者の証拠が検証されます。その後、裁判所は判決を下し、補償的損害賠償または懲罰的損害賠償を命じる判決などの形で救済を与えることとなります。

必要書類

- 正式に作成された 特別委任状（*Surat Kuasa Khusus*）
- 訴状
- 被告再答弁書（*duplik*）または被告人の訴答に対する返答
- 証拠のリスト

期限

通常、企業あるいは個人に関わらず、全ての法的要求は、30 年以内にインドネシア国内の裁判所に申立てを行わなければならないとされています。しかし、一部の規定においてより具体的な訴訟提起の時効期間（例えば、不渡小切手に関連する訴訟は 6 カ月以内に起こさなければならないけれども、海上運送に関連する訴訟の場合は 1 年以内など）が定められています。紛争の審理は、仲裁廷が構成された日から 180 日以内に解決されます。訴訟

の審理期間は、両当事者の合意と仲裁廷により必要だと判断される場合、延長されることもあります。

保全措置

保全措置は、裁判所が債務者の資産の仮差押え命令を出すかぎりにおいて、最終判決が出るまで、債権者の利益を保護します。この場合、債務者は資産に対する所有権を留保しますが、当該手続きが継続するかぎり、資産を処分する権利を失います。

このような仮差し押さえ命令は、債権者側が、その差し迫った必要性を示した場合にのみ出されます。また、高等裁判所から仮差押えを執行する許可を得る必要があります。

控訴

敗訴当事者は、判決言い渡し後 14 日以内に、高等裁判所に第一審判決を不服として控訴することができます。上訴裁判所は、判決内容を検証しますが、ここでは事実関係や法的解釈の問題について審理します。第二審による判決も、最高裁に上告することができます（破棄申立て）。最高裁の裁定は最終判決であり、両当事者は法的に拘束されます。しかし、最高裁は法的な問題を検討する権限のみを有します。

特に注意しなければならないのは、控訴手続きは未決定の状態が続くということです。従って、手続きが終了しないかぎり、債務者に対して判決を執行することはできません。控訴手続きは、最高裁まで延長することができますが、実際には、債務者が判決を遅らせ、訴訟手続きの費用負担を増加させる主な手段となっています。

法的強制力のある裁判所判決

最終判決が確定次第（つまり、全ての裁判所プロセスを経た場合、または、両当事者が判決を受け入れ、控訴または破棄申立てを行わない場合）即座に法的拘束力を持ちます。債務者が判決に従わない場合、地方裁判所に対して、差し押さえ命令による執行と公開競売による債務者の資産の売却を委託するよう請求することができます。

ユーラーヘルメスの債権回収サービス

債権取り戻しの成功確率を最大限に高め、訴訟による費用や遅れを回避するためには、法的措置をとる前に回収努力をすることが常に重要です。当社の基本方針は、現地債務者の言語による書状、Eメール、電話を用い、債務者に近いところで回収するということです。ユーラーヘルメスや外部業者による当社のグローバル債権回収ネットワークは、売掛金回収と交渉のエキスパートであり、大切な取引関係を保持しながら前向きな成果を提供します。ユーラーヘルメスは、法的手段によらない解決、および訴訟準備から判決、法執行まで、万全の回収プロセスで対応しています。

（日本国の債務者に対しては行っていません）

訴訟にはどのくらいの期間がかかりますか？

裁判所命令を得るまでの時間は、手続き、裁決機関の専門技能や空き状況、訴訟の内容により変わります。通常、地方裁判所が、第一審判決を下すまで6カ月から1年間かかりますが、控訴によりプロセスが大幅に遅れるため、最終的かつ法的拘束力のある判決が下されるまで数年かかることも珍しくはありません。

外国当事者が関係する訴訟の場合、外交ルートを通じて召喚状を発する必要があるため、より長い時間を要する可能性があります。

費用はどれくらいかかりますか？

民事訴訟法は、訴訟手続きの費用に関する余地を残していませんし、裁判所が民事訴訟手続きにおいて費用の支払いを裁定することはほとんどありません。従って、各当事者が各自の裁判費用を負担することになると考えるべきでしょう。

弁護士が最終裁定額の一定割合を受け取ることができる成功報酬は、認められていますが、一般的ではありません。弁護士は定額料金か時給制による料金を請求する傾向があり、成功した場合に追加の料金を請求することもあります。

訴訟に代る措置

裁判外紛争解決制度（ADR）

インドネシアでは、法律1999年30号に基づく調停および仲裁が一般的になりつつあり、特に大型の国際契約に関連する場合は一般的なプロセスです。実際、インドネシア・ナショナル・メディエーション・センター（Pusat Mediasi Nasional）がこの目的で2003年に設立されました。調停には、両当事者の和解を支援する役割を与えられた調停人の任命が含まれます。つまり、調停人は、当事者を代表して意思決定をする権限を持たず、両当事者を判決に従わせることはできません。調停終了時に両当事者が和解合意を締結した場合にのみ、合意が拘束力を持つこととなります。調停人は、和解のまとめ役を務めます。仲裁には、当事者の代わりに紛争を解決する権限を付与された独立かつ中立的な第三者に委ねることに合意した当事者が参加します。仲裁人の決定は、当事者に対して法的拘束力を持ちます。

裁判外での紛争解決手段として、ADRは費用対効果が高く、一般的に遅延を減らし、機密を保持することができ、必要に応じて、その後に裁判所で執行される法的拘束力のある決定が下されます。国際取引が関係する場合、外国仲裁も考えられます。その他の問題も、仲裁および裁判外紛争解決制度に関するインドネシア共和国法律1999年8月12日30号に基づき、仲裁に関する法律の規定の対象となります。

外国裁判所

海外関係者は、契約書がインドネシア語で作成されている場合にインドネシアの裁判所が外国の管轄権条項を尊重する傾向にあるかぎりにおいて、商事紛争を外国裁判所で解決する（つまり、外国法に基づく解決または外国裁判所での解決）ことに同意することもできます。インドネシア人の債務者に対する判決の執行が主な課題です。



外国裁判所による裁定の執行

外国裁判所の裁定の執行は不可能です。インドネシアは、判決の執行に関するいかなる双務的な条約にも加わっていません。つまり、外国でインドネシアの裁判所が下した判決を執行することも困難であるということです。

しかし、インドネシアが1958年の外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締結国であるかぎりにおいて、国際的な仲裁裁定は、法的拘束力を持ちます。破産法は、属地主義を採用しています。別の管轄地で開始された破産手続きは、原則として、インドネシアでは無効です。インドネシア国外で破産宣告を受けた企業のインドネシアにある資産は、破産財産の一部とは見なされません。

ユーラーヘルメスの法的手続きサポート

法的措置が必要な場合、ユーラーヘルメスは、当社および外部業者のグローバル債権回収ネットワークを利用して、判決から執行までの訴訟プロセス全体をサポートいたします。法的措置は多くの場合複雑で費用がかかるため、訴訟開始前にすべての費用をお客様にお知らせし、最適な手段をご提案します。

（日本国の債務者に対しては行っていません）

倒産状態の債務者への対応

インドネシアにおける倒産は、キャッシュフローあるいはバランスシートに起因する問題ではありません。2名以上の債権者を有する債務者が、支払期限が到来したいずれかの債務で支払いを履行できない場合、債務者自身の申立てまたは債権者1名以上の要求により、インドネシア商事裁判所により破産宣告されます。「支払不履行」という言葉には、幅広い解釈がありますが、必ずしも債務者が債務を返済するのに十分なキャッシュフローを持たないということを意味しません。債務者は支払い停止手続きの後、債権者および裁判所から和議案の承認を得ることができない場合に、商事裁判所から破産宣告されることがあります。

破産法 1998 年第 4 号は、2004 年に、インドネシアにおける破産と支払い停止に関する手続きを定めた破産法の破産および支払い停止に関する法律 2004 年第 37 号に置き換えられました。当該枠組みにより、かつての一貫性のない判決が下される例が減少しましたが、実際には倒産制度は依然として試行段階にあります。

倒産手続き

債務整理

インドネシアにおける私的整理は、原則として、当事者間の契約の再交渉です。利点は様々あり、特に債権者が獲得した担保権の実行の手続き面や実務面での難しさと比較した場合に利点があります。当該手続きでは、金利の引き下げ、債務返済計画の変更、ならびに、追加担保の設定を含む、様々な選択肢を取ることができます。

債務者または債権者は、債務者企業が解決される可能性の高い一時的な流動性の問題に直面している場合、裁判所が債務者に破産宣告をしていないかぎり、支払い停止手続きを（破産法第 2 条の下）開始することができます。

債務者は、（裁判所が任命した管財人および監察裁判官の監督の下）会社を運営する能力を維持し、債権者に和議案を提出する機会を与えられます。債権者が和議案を承認し（債権者集会に出席し、全有担保債権者の債権合計額の最低 66.67%を保有する有担保債権者の過半数、および、債権者集会に出席し、全無担保債権者の債権合計額の最低 66.67%を保有する無担保債権者の過半数）、かつ、商事裁判所が監察裁判官からの報告書を受領した後に和議案を承認した場合、和議案は反対意見の有担保債権者を除く全当事者に対し拘束力を持つこととなります。反対意見の有担保債権者は、債務者と別の内容で合意に達するよう努めることができます。その際、反対意見の有担保債権者が不当に利益を得ることがないように、管財人およびその他債権者と連携する必要があります。実際には、そのような債権者はかなり値引きをしたうえで、速やかな支払いを受けることをしばしば選択します。

債権者および商事裁判所が和議案を棄却した場合、倒産手続きが始まります。和議交渉中の間企業を支援するために、裁判所は 45 日間の一時的な支払猶予の命令を出します。その後は、最大で 270 日まで延長可能な長期の支払猶予が出され、企業に対する全ての執行要求が停止されます。

破産手続き

インドネシアの破産法では、企業の破産は、少なくとも債権者が 2 名いて、支払期日が来ている 2 つの債務のうち片方の返済ができない場合、裁判所により宣告されます。

破産は、債務者または債権者の要求により適用されます。破産申し立てを商事裁判所が受理し、債務者の倒産を宣告すると、90 日間の支払猶予期間により当該企業は手続きの執行から守られます。監察裁判官の権限で、財産を管理し、売却代金を配分するために破産管財人が任命されます。債権者は、いつでも、和議案の提案が認められていることに留意する必要があります。債権者および裁判所が承認すれば、当該計画により破産手続きが停止されます。

優先の原則

優先の原則は通常、債権者に収入を分配する際に適用されます。未納税分（5 年を超えない）がまず初めに返済されます。次いで、破産手続き開始後の債権者（訴訟手続き費用、倒産後の融資）が、その他の債権者に優先して全額返済を受ける権利を有します。優先債権者、有担保債権者（RoT 保有者が含まれます）および従業員は、その次に優先されると考えられます。無担保債権者は、最後となります。留置権の保有者は、債務者との特定の担保に関する合意書に従って担保権を保有する担保権保有者とは区別されます。

否認権の行使（クローバック）

破産法は、債務者が資産を削減または債権者の中で一部の債権者を優遇するために、債務者により意図的に実行される法的行為を確認し、取り消す権限を、破産管財人に認めています。破産管財人は、通常、裁判外の宣言を行います（issue an extrajudicial declaration）が、債務者が異議申し立てを行う場合、特定の法的手続きを開始する必要があります。

倒産手続きにはどのくらいの期間がかかりますか？

インドネシアの法律は、倒産手続きの期間を、控訴の有無に応じて 60 日間から 180 日間と定めています。しかし、実際にはそれよりも長期化することがあります。地方裁判所（商事裁判所が設置されている）が第一審判決を下すまでに 6 カ月から 1 年かかることがあり、控訴によりプロセスが大幅に遅れるため、最終的かつ法的拘束力のある判決が下されるまで数年かかることも珍しくはありません。

ユーラーヘルメスの倒産手続きサポート

ユーラーヘルメスは、債務者、債権者、弁護士と密接に協力しながら倒産手続きや更生手続きをサポートします。倒産手続きには数多くのオプションがあり、当社ではお客様に最も適したオプションをご提案いたします。

（日本国の債務者に対しては行っていません）

ユーラーヘルメス信用保険会社

取引信用保険を通じて、お客様を貸倒リスクから守ります

- **迅速な査定プロセス**

ユーラーヘルメスの取引信用保険は、売掛債権が債務不履行となった場合、保険金のお支払によって、貴社の損失を補償します。当社が売掛債権に関する書類を受領してから早ければ30日で、お客様の損失を補償します(*)。

(*) 法的倒産の場合

- **国際的な債権回収ネットワーク**

当社がお客様の損失を補償するとしても、最善の解決策は、貴社のお取引先が支払を実行することです。ユーラーヘルメスは、国際的な債権回収サービスをご提供しています。債務者との最初の友好的な接触から訴訟手続までのプロセスを一貫して取扱うことが可能であり、貴社の債権回収をお手伝いします(*)。

(*) 海外のお取引先に対してのサービスご提供となります。日本の債権者に関しては、法的に許容される範囲に限定されます。

- **取引先の信用力をモニタリング**

貴社のお取引先は、例えばその販売先の倒産・為替変動・規制強化、或いは新規参入者によるビジネスモデルの陳腐化・急激な市場縮小など、経営を揺るがすインパクトに見舞われる可能性があります。

こうした要因が具現化すれば、貴社が抱える売掛債権は、焦げ付きリスクに晒されてしまいます。当社が危険信号を発見した場合は、即座に対応致します。

- **与信条件に関する賢明な判断**

ユーラーヘルメスをご提供する与信判断やリスク情報をもとに、お取引候補先との契約条件締結前に、再交渉も可能になります。ユーラーヘルメスは、いつでも、貴社の安心かつ攻めの事業拡大をたすけるパートナーです。

ユーラーヘルメスは、世界最大級の損害保険会社、**アリアンツグループの一員として、S&P Global rating (スタンダード&プアーズによる格付) AA を取得**しています(*)。世界の取引信用保険市場で34%のトップシェアを有し、110年以上にわたって、業界リーダーであり続けています。



This Collection Profile is published by Euler Hermes, a company of Allianz, for information purposes only. The information provided therein shall not be regarded as providing any legal advice or advice of any kind. Readers should make their own independent evaluation of this information and under no circumstances shall any action be undertaken solely relying on it, while legal advice should be sought with legal practitioners at all times. While this information has been collected and drafted by recognized experts in their field and it is believed to be correct and reliable, Euler Hermes makes no warranty (express or implied) of any kind, in regards to the accuracy or completeness of this information, nor does it accept any responsibility or liability for any loss or damage arising in any way from any use made of, or reliance placed on, this information. This material should not be reproduced or disclosed without our consent. It is not intended for distribution in any jurisdiction in which this would be prohibited and Collection Profiles are subject to change without notice.

© Copyright 2017 Euler Hermes. All rights reserved.

Euler Hermes, a company of Allianz, leader in credit insurance solutions helping companies grow their business safely at home and abroad, provides global commercial debt collection services with true end-to-end capability. Euler Hermes offers both domestic and international trade debt collection services worldwide. Through our network, we use our experience and knowledge of local markets to ensure a professional service for our clients from pre-legal action through to legal proceedings.

Visit Euler Hermes at www.eulerhermes.com

ユーラーヘルメス信用保険会社 日本支店
〒120-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号 TEL : 03-3538-2560